

居宅介護支援 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 至誠学舎東京
主たる事務所の所在地	東京都西東京市新町1-11-25
電話番号	042-462-1189
ファクシミリ番号	042-461-0086
設立年月日	平成10年3月18日

2. ご利用になる事業所の概要

名称	緑寿園ケアセンター
指定事業所番号	東京都1373700028号
所在地	東京都西東京市新町1-11-25号
電話番号	042-462-1206
ファクシミリ番号	042-462-1737
開設年月日	平成12年4月1日
サービス提供地域	武蔵野市（桜堤・境・関前・八幡町・西久保・緑町） 小金井市（梶野町・関野町1丁目）、西東京市（新町・柳沢・東伏見・南町・向台町・田無町1～4丁目・保谷町2～4丁目）※武蔵野市・小金井市・西東京市内で上記以外の地域は相談上対応
実施しているその他の事業	通所介護事業・（介護予防）認知症対応型通所介護・訪問介護・介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護・介護予防・日常生活支援総合事業

3. 運営の方針

(1) 法人の理念

「誠の心」

まことの心の はたらきは 人の心を うごかし 天に通ず

（法人創設者 稲永久一郎）

(2) 倫理綱領

人は人として、住みなれた地域社会の中で、尊厳が守られ、いきいきと安心して暮らしていけることが大切です。

私たちの法人は、ご利用者・家族一人ひとりの視点に立ったサービス提供の実現を追求しています。

そのため、私たちは、常に法人の理念「誠の心」を意識した、次のような基本姿勢を堅持し、乳幼児から高齢者の保育と支援・介護と、そのご家族・地域の支援に努めます。

①「真心を込めた丁寧な福祉サービス」

本物を追求し、奉仕の心をもって仕事をすすめる創設の精神を活かします。

②「ご利用者・家族との信頼による絆」

サービスを通じて世代を超えたつながりを大切にします。

③「福祉コミュニティの協創」

私たちの事業を地域の財産と考え、その価値の向上に努めます。

④「仕事を通じた職員の自己実現」

自らの専門能力の向上を図り、互いを活かすあう職場にします。

⑤「法令遵守の履行」

法令を遵守した業務の執行を心懸けるとともに業務を通じて知り得た個人の秘密と情報を守ります。

4. 事業所の人員体制

職種別の職員体制は、「重要事項説明書別表」のとおりです。

5. 営業日・営業時間

営業日・営業時間は「重要事項説明書別紙」のとおりです。

6. 提供するサービス内容

(1) 居宅サービス計画作成の支援

- ①ご利用者の希望・解決すべき課題の把握
- ②サービス提供事業者等の情報提供
- ③居宅サービス計画の原案の作成
- ④居宅サービス計画へご利用者の同意取得と交付
- ⑤サービス提供事業者等との連絡調整
- ⑥その他必要な支援

(2) サービス担当者会議の開催

(3) 居宅サービス計画の実施状況の把握

- ①月1回以上のご利用者宅の訪問等による経過の把握
- ②サービス提供事業者等との継続的な連絡
- ③居宅サービス計画の変更の検討

(4) その他

- ①要介護認定等の申請の援助
- ②給付管理
- ③介護保険施設等への紹介など
- ④その他相談、支援など

7. 料金

(1) 料金は、「重要事項説明書別紙」のとおりです。

(2) 料金の変更

- ① 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料金の利用者負担分に変更が生じた場合は、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。
- ② 事業者は、介護保険給付の適用を受けないサービス利用料金を変更することができるものとします。
- ③ この場合、事業者は、利用者に変更の理由、変更の時期、変更後の金額を説明します。

8. サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ① サービス提供のご依頼を受けた後、契約を結び、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、公正中立にサービスを調整し、提供を開始します。
- ② 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに文書でお申し出下さい。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、他事業所を紹介し、終了30日前までに文書でご通知致します。

③ 自動終了

次の場合は、自動的にサービスを終了致します。

ア. ご利用者が介護保険施設等に入所した場合。

但し、入所日から6ヶ月以内に退所した場合は契約を継続します。

イ. ご利用者が入院等でサービスの利用が6ヶ月以上ない場合。

ウ. ご利用者の要介護認定区分が、要支援1・2または自立（非該当）と認定された場合。

エ. ご利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

ア. 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または、利用者及びその補助人・保佐人・後見人（以下、「後見人等」といいます。）並びに利用者の家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。

イ. 利用者及び後見人等並びに利用者の家族等が事業者や事業者の職員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

ウ. 利用者及び後見人等並びに利用者の家族等が、重要事項及び契約書に定めるサービスの範囲を超えるサービス内容の依頼・強要や、職員に対し厚生労働省が定義するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント行為を行った場合、事業者は、文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

(3) その他

- ① 次の場合は、当事業所へ連絡をして下さい。連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができなくなることがあります。

- ア. 事前に当事業所を通じて調整を行わず、居宅サービス計画外のサービスを受けた場合は当事業所へその旨ご連絡下さい。
- イ. 居宅サービス計画期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定や各種減免に関する決定等に変更があった場合、生活保護・公費負担医療の受給資格を取得または喪失した場合、は当事業所へその旨ご連絡下さい。
- ウ. 居宅サービス提供事業者等やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合。
- エ. 居宅サービス計画に記載されていない短期入所生活介護や短期入所療養介護の利用にあたっては、利用前に当事業所へその旨ご連絡下さい。やむを得ず事前の連絡なくご利用した場合は、遅くともご利用月の末日までに当事業所へご連絡下さい。

② 報告事項

ご利用者に感染症等がある場合または罹患した場合は、必ず事前に申し出て下さい。

③ 入院時における医療機関との連携

医療機関に入院となった際には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に報告してください。

④ ご利用者・家族等からのお心づけは、固くお断りしています。

9. 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止委員会を月1回定期的に開催し、その結果について議事録等をもって職員への周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施します。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者は事業所の管理者とします。

10. 身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. ハラスメントに対する基本方針

事業者は、利用者に対し継続的なサービスを提供できるよう、次のとおり対応します。

- (1) 利用者へ提供できるサービス内容は、本規程で定める範囲内とします。
- (2) 業務の範囲を超えるサービス内容の依頼・強要や職員へ厚生労働省が定義するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント行為を行った場合、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に対し、事業所より改善を求めます。その求めに従わない又は再三の求めにも関わらず改善されない場合は、サービスの利用を終了していただく場合もあります。

12. 感染症対策

事業者は、感染症の発生及びまん延等の防止について、運営基準に則り必要な措置を取るものとします。

13. 秘密保持・個人情報保護等

- (1) 事業者の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び後見人等並びに利用者の家族等に関する個人情報等の秘密を、正当な理由なく第三者へ漏洩しません（以下「守秘義務」といいます。）。この守秘義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 事業者は、事業者の職員が退職後も守秘義務を果たすよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び後見人等並びに利用者の家族等の同意に基づき、サービス提供事業者及び地域包括支援センター、サービス担当者会議及び地域ケア会議等に必要な情報を提供します。
- (4) (1) の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法及び介護保険法等の定める通報をすることができるものとし、この場合は守秘義務違反の責任を負いません。

14. 緊急時等の対応方法

- (1) ご利用者の居宅を訪問中に、事故が発生した場合、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は、あらかじめ届け出られた緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、かかりつけの医師や救急隊に連絡を行う等必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供中に事故が発生した場合、事業者は、保険者が定めた事故報告基準に基づき保険者等に報告します。

15. 事業継続に向けた取組

事業者は、災害・非常時においても必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）の策定、研修および訓練の実施をすることとします。

16. 事業所は、感染症の発生及びまん延等の防止について、運営基準に則り必要な措置を取るものとします。

17. 担当介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は _____ です。

18. 相談・苦情の窓口

サービス及び苦情等についての相談窓口は「重要事項説明書別紙」のとおりです。

【重要事項説明書 別紙】

職種別人員表（居宅介護支援）

[単位：人]

職 種	基準配置人員	令和6年4月1日現在の人員			
		常勤職員		非常勤職員	職員総数
		正職員	準職員	準職員	
管理者	1	1[1]			
介護支援専門員	1	4[2] (2.5)		3[2] (1.6)	7[4] (4.1)

- ※1 ()内は常勤換算人数を表します。
- ※2 常勤職員欄で ()表示されている場合は、他事業と兼務している者がいることを表します。
- ※3 []表示されている場合は、他職種と兼務していることを表します。
- ※4 表中の人数は表題に示す時点でのものであり、法令が定める職種別の職員の基準配置人員を下回らない範囲で変動します。

【重要事項説明書 別紙】

居宅介護支援 利用料金

居宅介護支援費		令和6年4月1日改定			
算定項目		介護報酬額	利用者負担額		
基本料金	居宅介護支援費Ⅰ (i) (1月あたり)	要介護1・2	12,000 円	ありません	
		要介護3・4・5	15,591 円	ありません	
	居宅介護支援費Ⅰ (ii) (1月あたり)	要介護1・2	6,011 円	ありません	
		要介護3・4・5	7,779 円	ありません	
	居宅介護支援費Ⅰ (iii) (1月あたり)	要介護1・2	3,602 円	ありません	
		要介護3・4・5	4,663 円	ありません	
	居宅介護支援費Ⅱ (i) (1月あたり)	要介護1・2	12,000 円	ありません	
		要介護3・4・5	15,591 円	ありません	
	居宅介護支援費Ⅱ (ii) (1月あたり)	要介護1・2	5,823 円	ありません	
		要介護3・4・5	7,547 円	ありません	
	居宅介護支援費Ⅱ (iii) (1月あたり)	要介護1・2	3,491 円	ありません	
		要介護3・4・5	4,530 円	ありません	
	減算時の基本料金減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月につき	上記の該当する金額の99%	ありません
		業務継続計画未策定減算	1月につき	上記の該当する金額の99%	ありません
		同一敷地内建物等に居住する利用者が20人以上の場合減算	1月につき	上記の該当する金額の95%	ありません
		運営基準減算	1月につき	上記の該当する金額の50%	ありません
	加算料金	特定事業所集中減算	1月につき	-2210 円	ありません
		初回加算	1月につき	3,315 円	ありません
特定事業所加算 (Ⅰ)		1月につき	5,734 円	ありません	
特定事業所加算 (Ⅱ)		1月につき	4,652 円	ありません	
特定事業所加算 (Ⅲ)		1月につき	3,569 円	ありません	
特定事業所加算 (A)		1月につき	1,259 円	ありません	
特定事業所医療介護連携加算		1月につき	1,381 円	ありません	
入院時情報連携加算 (Ⅰ)		1回につき	2,762 円	ありません	
入院時情報連携加算 (Ⅱ)		1回につき	2,210 円	ありません	
退院・退所加算 (Ⅰ)イ		1回につき	4,972 円	ありません	
退院・退所加算 (Ⅰ)ロ		1回につき	6,630 円	ありません	
退院・退所加算 (Ⅱ)イ		1回につき	6,630 円	ありません	
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ		1回につき	8,287 円	ありません	
退院・退所加算 (Ⅲ)		1回につき	9,945 円	ありません	
通院時情報連携加算		1月につき	552 円	ありません	
緊急時等居宅カンファレンス加算		1回につき	2,210 円	ありません	
ターミナルケアマネジメント加算		1回につき	4,420 円	ありません	

※ 要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

※ 介護保険料の滞納等により、介護報酬額が事業者へ直接支払われない場合は、一旦、介護報酬額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を区市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻しが受けられます。

ス外保 利サ 險 用 給 料 ビ 付	項 目	条件	利用料金
給料	交通費	通常の実施地域 内にお住まいの方	無料
		通常の実施地域 外にお住まいの方	実費
解約料	契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合		介護報酬額 全額

【重要事項説明書別紙】

1. 営業日・営業時間

営業（相談受付）日	月曜日～土曜日、第1, 3日曜日
定休日	第2, 4, 5日曜日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）
営業（相談受付）時間	午前8時45分から午後5時15分まで 但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制とします。

2. 福祉サービス第三者評価の受審状況

① 第三者評価実施の有無	有 ・ 無
② 直近の実施年月日（評価結果報告日）	令和 4年 12月 5日
③ 評価機関名	一般社団法人 消費生活総合サポートセンター
④ 評価結果の開示状況	（財）東京都福祉保健財団ホームページ（通称：福ナビ）にて公開

3. 相談、要望、苦情等の窓口

(1) 居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、以下の相談窓口までお申し出下さい。

- ① 電話番号 042-462-1206
担当者 担当介護支援専門員または、在宅サービス室 室長
受付時間 月曜日～土曜日、第1, 3日曜日 午前8時45分～午後5時15分
(第2, 4, 5日曜日・祝日・年末年始を除く)

(2) 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも苦情を伝えることができます。

- ① 東京都国民健康保険団体連合会
電話番号 03-6238-0177
担当部署 介護相談指導課 介護相談窓口
- ② 武蔵野市
電話番号 0422-60-2525
担当部署 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 介護サービス担当
- ③ 小金井市
電話番号 042-387-9822
担当部署 福祉保健部 介護福祉課 介護保険係 給付担当
- ④ 西東京市 田無第二庁舎
電話番号 042-420-2816
担当部署 健康福祉部 高齢者支援課 認定相談係
- ⑤ 西東京市 保谷保健福祉総合センター
電話番号 042-439-4425
担当部署 健康福祉部 高齢者支援課 認定相談係

契約締結日 年 月 日

居宅介護支援利用にあたり、利用者及び後見人等並びに署名代理人（家族）に対し、契約書、契約書別紙及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

<事業者名> 社会福祉法人 至誠学舎東京

<事業所名> 緑寿園ケアセンター

(指定事業所番号 東京都1373700028号)

<住 所> 東京都西東京市新町1-11-25

<事業所代表者> 統括施設長 三上 義樹 印

説明者

<職 名> 担当介護支援専門員

<氏 名> 印

私は、居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者から本書面の重要な事項について説明を受け同意の上、本書面の交付を受けました。

【利用者】

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

【後見人等または署名代理人（家族）】

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

<続 柄> _____